

米政策の見直しに係る対応方針

平成 29 年 3 月 24 日
栃木県農業再生協議会

県農業再生協議会は、国の米政策の見直しに対応し、国の提供する需給見通し等を踏まえながら、生産者や集荷業者・団体が、自主的な判断により需要に応じた農産物の生産を行い、収益性の向上が図られるよう、市町の農業再生協議会と連携して取り組んでいく。

1 主食用米の生産について

○需要に応じた主食用米作付けの必要性の周知

主食用米が過剰基調であることを踏まえ、行政による生産数量目標の配分が廃止されても、需要に対応した米の生産が必要であること等を広く周知する。

○生産者等が主体的に米の作付けを判断できるための情報提供

生産者等が自主的な判断により主食用米の作付けができるよう、国の情報（需給見通し、マンスリーレポート等）や県段階の需給動向等をわかりやすく提供する。

○主食用米の作付参考値の提示

今般の見直しに伴い、円滑な米生産がなされるよう県・市町別の主食用米の作付の参考値（面積）を市町農業再生協議会へ提示する。

また、市町農業再生協議会による生産者ごとの作付参考値（面積）の提示がなされるよう支援する。

2 収益性向上に向けた水田のフル活用について

○水田フル活用ビジョンの周知

県が作成する水田における作物ごとの取組方針等を明確にした県水田フル活用ビジョンの内容を生産者まで周知し、需要のある加工・業務用野菜や麦・大豆等への作付け誘導を図る。

○需要に応じた農産物生産のための支援施策の周知

需要に応じた農産物生産のために生産者等が整備する施設・機械の導入等を支援する施策を周知する。

3 その他

- 農作物の収量減少や価格低下などによる農業経営への影響緩和に資するよう、収入減少影響緩和対策や収入保険制度の加入を促進する。
- 31年産以降については、米政策の見直しに伴う様々な状況変化を確認しながら、適時適切な対応を図っていく。

(以 上)